

# 所得税の確定申告と村県民税の申告について

## ～平成25年分の所得税および復興特別所得税、住民税(平成26年度課税分)の申告の準備はお済みですか～

《受付時間》※役場庁舎は午前8時

◎午前の部 午前8時～11時

(申告相談開始は午前8時45分)

◎午後の部 午前11時～午後4時

(申告相談開始は午後1時30分)

\*午前の部の受付は、時間の関係上

50人までとさせていただきます。

(午前11時前の受付でも51人目以降

は午後の部の受付となります。)

《受付場所・方法》

役場東側階段の2階正面に備え付

けの受付簿に名前を記入し、2階食

堂でお待ちください。

《申告相談会場》

役場庁舎2階会議室

### 申告をする必要がある方

▼給与所得者で次に該当する方

・勤務先の事業所から「給与支払報

告書」が美浦村に送付されない方

・年の途中で退職後就職しなかった

### 申告の際に必要なもの

・印鑑

・申告者名義の金融機関の口座番号

等がわかるもの(口座引落による

納税や還付金の手続に必要です)

・源泉徴収票(給与・年金等)、支払

調書等、収入の額がわかるもの

・事業所得、農業所得、不動産所得等

を申告される方は収支内訳書(収

支内訳書用紙は税務署、役場税務

課にあります)

\*収支内訳書は、帳簿、領収書等を

整理・集計して申告前に作成し、

持参してください。

・社会保険料等の支払証明書(健康

保険料、国民健康保険税、国民年金

保険料、後期高齢者医療保険料等)

・一般生命保険料、介護医療保険料、

個人年金保険料、地震保険料の控

除証明書

・医療費控除を受ける場合、領収書

や控除額を証明できるもの、保険

金等による補てん額がわかるもの

### 医療費控除の申告

ご自身または同一生計のご家族のために支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した額を医療費控除として所得から差し引くこと

方、就職した会社で前職の収入を

含めた年末調整を受けなかった方

等、所得税が清算されていない方

・2力所以上から給与を受けた方

・給与以外の所得があった方

\*給与以外の所得が20万円以下の場合

は確定申告は不要ですが、住民

税申告は必要です。

▼公的年金等を受給されている方で

次に該当する方

・公的年金等に係る所得のみの方で、

「公的年金等の源泉徴収票」に記載

されている控除以外の各種控除の

適用を受けようとする方

\*日本年金機構等の年金保険事業者

に扶養親族等申告書を提出しなかつた

方が扶養控除を受けようとする

場合には、申告が必要で

・公的年金等に係る所得以外に所得

がある方

\*公的年金等の収入額合計が400

万円以下で、それ以外の所得が20

万円以下の場合には確定申告は不要

ができます。

◎(イ)ロハ医療費控除額

イ…その年中に支払った医療費の

合計額

ロ…保険金等で補てんされる金額

ハ…「10万円」または「所得金額の

合計額の5%」のうち、少ない

方の金額

◇申告に必要なもの

・医療費の領収書

\*診療を受けた人、病院・薬局ごと

に整理(領収の日付が平成25年中

であることを必ず確認)し、事前

に金額を集計しておいてください。

・保険金等から医療費に補てんされ

た金額がある場合は、補てん額の

わかる書類

### 東日本大震災からの復興を目的とした所得税・住民税の改正

平成23年に、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、「復興

施策」や「緊急防災施策」に要する

費用の財源を確保するための法律が

制定されました。それに伴う新たな

税の創設や改正のうち、個人所得の

課税については次のとおりです。

◎復興特別所得税の創設

所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付をすることになりました。

ですが、住民税申告は必要です。

▼事業所得(農業・営業等)や不動産

所得、配当所得、雑所得等がある方

▼医療費控除、雑損控除を受けようとする方

▼収入がなくても住民税申告が必要

な方(収入または所得0の申告)

・所得や扶養等の状況に制限のある

公共サービス等を受けるため、そ

れに関する証明等を必要とする方

\*申告書を提出されない場合は、非

課税証明書等の発行ができません。

・国民健康保険・後期高齢者医療保

険に加入されている方

\*国民健康保険税・後期高齢者医療

保険料の課税や軽減、高額療養費

の適用等に必要となります。

・医療福祉制度(マル福)や児童扶

養手当等を受給される方



◇申告方法 通常の確定申告または

源泉徴収により完了します。

\*お勤め先で所得税が源泉徴収され

る場合は、併せて復興特別所得税

も源泉徴収されます。

◇根拠法令 東日本大震災からの復

興のための施策を実施するために

必要な財源の確保に関する特別措

置法(平成23年法律第117号)

◇適用期間 平成25年分の所得から

平成49年分の所得まで(25年間)

◇復興特別所得税の額 各年分の基

準所得税額(原則その年分の所得

税額)に2・1%の税率を掛けて

計算した金額

◎個人住民税の均等割額の改正

村民税均等割・県民税均等割の標

準税率について、それぞれ500円

を加算されることとされました。

◇根拠法令 東日本大震災からの復

興に関し地方公共団体が実施する

防災のための施策に必要な財源の

確保に係る地方税の臨時特例に関

する法律(平成23年法律第118号)

◇適用期間 平成26年度課税から平

成35年度課税まで(10年間)

◇改正の内容

・村民税均等割 現行3000円を

3500円に改正

・県民税均等割 現行2000円を

2500円に改正

\*茨城県森林湖沼環境税1000円

を含みます(平成29年度まで)

### 竜ヶ崎税務署で申告する

#### 所得・損失・控除等

申告分離課税制度の所得(土地建物・株式等の譲渡所得、配当所得等)および損失控除・住宅借入金等特別控除のある確定申告または青色申告については、竜ヶ崎税務署での申告をお願いします。

◆問合せ 役場税務課 ☎88510

340内線109・120



### 税務署からのお知らせ

税務署では、2月23日(日)、3月2日(日)も確定申告の相談・受付等を行います。(現金納付は受付不可)

【申告書の発送について】

平成25年分の所得税・復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告用紙は、平成26年1月下旬に送付する予定です。

【確定申告はe-Tax】

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-TAXで自宅から送信することができます。

◆問合せ 竜ヶ崎税務署 ☎0297

16611303(自動音声案内)